

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会
質保証枠組み検討分科会(第4回)議事要旨

- 1 日 時 平成 21 年 5 月 27 日(水) 15 : 00 ~ 17 : 00
- 2 会 場 日本学術会議 6 階 6-A (2) 会議室
- 3 出席者 北原委員長、本田副委員長、広田幹事、吉川幹事、有本委員
浦川委員、尾浦委員、澤本委員

説明者 木村 拓也 長崎大学アドミッションセンター助教

(大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会)
唐木委員、松本委員

(教養教育・共通教育検討分科会)
増淵幹事

(大学教育と職業との接続検討分科会)
北村委員

事務局 廣田参事官

4 議 事

(1) 「大学学習効果とその測定—測定方法の分類と概括—」(資料1)

木村) 本日は、①ラーニングアウトカムズの測定に関する各種の取り組みの概要と分類、②ラーニングアウトカムズの測定方法が有する利点と限界、③ラーニングアウトカムズの測定に関する取り組みと、学術会議で策定しようとする参照基準との関係の三点についてお話する。

最初に、ラーニングアウトカムズの測定に関する国内外の各種の取り組みの概要とその分類について説明する。大学の学習効果を測るものとして、共通テストと学習モニタリングの2つがあげられているが、共通テストの主なものとして、アメリカの大学院に進む人が受けるテストである GRE、そして、大学院進学に際して、大学で学んだ専門領域に関して行われる GRE Subject、日本では法学検定、経済学検定、医学部の学生が病院実習に行く前の4年生から5年生に上がる時に受けるテストとして医療系共用試験 CBT、診察の

パフォーマンステストである医療系共用試験 OSCE、の6つを挙げた。GRE、GRE Subject は ETS (Educational Testing Service) というアメリカのテスト機関が実施している。ここには私と同じ専門であるテスト理論の研究者が百人単位で所属している。この中では、日本で、テスト理論の専門家が関わったテストが、医療系共用試験の CBT (computer based testing) や OSCE である。

共通テストの特徴を見ていく際に着目して欲しいのは、設問数、回答時間、設問形式という項目である。GRE では verbal と数量的なテスト以外に、writing 試験が行われるが、writing 試験以外は問題数が非常に多いテストであるということが特徴であり、例えば、GRE の verbal は、30 分で 30 問、quantitative も 45 分で 28 問を解答させる。GRE Subject は、100 問～200 問の問題を 170 分で解かせるマークシート方式のテストである。また、医療系共用試験の CBT でも、1 時間の試験と休憩を繰り返し、計 6 時間、320 問の試験を行う。コンピュータで試験を行うのは GRE の verbal・quantitative と医療系共用試験の CBT で、その他はマークシート方式で試験を行っている。OSCE は、病院実習に行く前に医者としての基本的な診療態度ができていないか、ということを知るテストであり、昔は東京医科大学に実施機関があったが、今は (社) 医療系大学間共用試験実施評価機構で実施されている。

実施回数は、GRE は毎日実施しているが、年間に受験できる回数は年 5 回までと上限が決められている。その他のテストは年に 1～2 回実施している。医療系の CBT に関しては年 2 回実施ということになっているが、前期に病院実習が始まるところと後期に病院実習が始まるところがあるので、実質年 1 回ということになる。

受験者数は、GRE を除いてほしい 1 万人以内の規模で行われている。全大学生を対象考えると大学生の 1 学年は 60 万人なので、現状の実施規模が比較的小さいことが分かる。

評価方法は、スコアのみで評価する場合と、経済学検定のように偏差値によってランク判定を行う場合等がある。また、経済学検定では相対評価が行われており、その他のテストでは段階別の評価が行われている。コンピュータでテストする GRE の verbal や quantitative の CBT や医療系共用試験 CBT に関しては、テスト理論の分野で専門的なコンピュータテストのプログラミングがあり、項目反応理論 (Item Response Theory: IRT) という最先端の技術が使われている。

受験料は表の一番下に示したとおりであり、医療系共用試験が若干値段が高くなっている。コンピュータを揃える費用や OSCE の面接官のトレーニング、作題の先生への負担を考慮し、その費用になっているのではないかとと思われる。

次に、共通テストの枠組みを内容・目的・利用ということで簡単に挙げた。経済学検定は経済学の中でも中心的な科目が並んでいるということが特徴

的である。GRE Subject も全分野で行われているわけではなく、示したような8つの分野でのみ試験が行われているに過ぎない。医療系共用試験の CBT に関しては、医師国家試験より一段易しい問題として設計されている。コンピュータテストの仕組みに使われている IRT では、あまり難易度の高い問題ばかりを出題しにくい。その結果、相対的に易しい問題の方がテスト問題として構成しやすいという側面があり、このような特徴となっていると聞いている。OSCE では、医療面接・頭頸部診察・胸部診察から救急まで6つの箇所をまわって、診察態度や患者さんへの声掛けなどを面接官が判定する。この試験に関してはパフォーマンステストになっている。

目的について。GRE と GRE Subject はアメリカで大学院に進学する人のテストということで、目的がはっきりしている。医療系の CBT や OSCE は、病院実習に行く前に基本的な基礎教養あるいは医師としての態度が身についているかの確認、という目的がある。法学検定と経済学検定については、全国規模での学業到達度を測るとなっている。

利用については、例えば経済学検定では、大学院入試への活用がされていたり、就職活動において成績証明書として出されていたり、あるいはいくつかの大学で単位認定・カリキュラムへの導入をしていたり、過去問を利用して公務員試験対策の講座を開いたり、サークルの中で競い合うという向上心をうむような取り組みがなされていたり、という例もある。また、授業料の免除、学長表彰などに使われているところもある。

次に学習モニタリングによる取り組みの概要について説明する。基本的に資料に挙げられている学生調査は、学生に対して「自分にどのような能力が身についたのか」という調査票に回答してもらう、という形式になっている。一番大きな学生調査としては、CSS(College Senior Survey)がある。これは HERI(カリフォルニア大学ロサンゼルス校高等教育研究所)で開発され、1966年からずっと4年生を対象に調査が続けられている。それに対し、TFS(The Freshman Survey)は1年生に対して行われるものである。この2つには共通項目があり、1年生の時の値が、4年生になってどのように変化したのか、ということを追っていけるように調査票が設計されている。HERIの調査は非常に受験者数が多いということが特徴であり、CSSの場合、毎年40万人が受験する、とされている。TFSについては、アメリカの大学の約85%が参加している調査ということが特筆すべき事項として挙げられており、24万人が調査に参加している。ただ、全部悉皆というわけではなく、各大学何人という形でサンプリングされている。また、後で説明する NSSE(National Survey of Student Engagement)を含め、アメリカの調査は基本的に一人いくら、という形の有料の調査になっている。一方、HERIの調査に対応して、同志社大学の山田礼子先生が中心となって翻訳のプロジェクトが行われている。これは JCSS(Japan College Student Survey)と言われる。また、1年生用の調査が

JFS (Japan Freshman Survey) ということで、こちらも対応した調査が行われている。これに関しては今のところ科学研究費補助金の中で行っているの
で、有料ではなく無料の調査ということになっている。

設問数についてだが、基本的にこの種の調査は項目数がかなり多いということが特徴である。日本でも徐々に参加大学が増えているが、科研費の中での制約があり、なかなかたくさんサンプルを受けることができない、という状況になっている。しかし、昨年(2008年)行った1年生用の調査がだいたい2万人ということで、データとして安定したいいサンプルが取れたと感じている。これらが日本とアメリカの取り組みである。

もう一つ、NSSE と呼ばれる、インディアナ大学で行われている調査もある。これは目的がはっきりしており、学業面でのチャレンジ、学習における積極性や協調性、あるいは学生と教員との交流、教育経験の向上、大学の支援環境、という5つの観点に焦点をあて、各大学のベンチマーク指標として使うという調査として行われている。設問数は最低でも50はあり、1年生と4年生を同時に行う調査である。

最後に、東京大学大学経営・政策研究センターで行っている調査がある。これは1年生から4年生を対象に、だいたい45000人のサンプルでとった調査である。この調査は少し質問数が少ないが、大学の中でどのように生活し、学習してきたのかということを中心に質問が組まれている。これも、ホームページ上で調査票を見ることができる。

次に、テストの分類について説明したいと思う。測定分野では、測定内容(学力を測るのか、知能を測るのかなど)、測定目的(入試だったら選抜に使うなど)など、色々な分類がある。その中で注目するのは、測定内容・目的・被測定体・回答形式・回答の量や質である。

被測定体については、自分自身の評価を行う場合と、授業評価のように先生の評価をつけるなど他人に対して評価を行う場合がある。

回答形式については、客観テスト・論文テストなどがある。

回答の量や質については、速度検査(スピードテスト)という、大量の質問をどれだけ短時間でこなせるか、という検査と、力量テスト(パワーテスト)という、問題は1問だがゆっくりした時間の中でどれだけ難しい問題を解けるか、という分け方がある。

このような分類にしたがって、先ほどの調査やテストを分類し、資料にまとめた。例えば GRE の verbal と数量的な部分については、測定目的は、大学院への選抜である。被測定体は、自分の状況をペーパーに反映させるということで自己検査である。測定内容は、評価ベースのテストではないので適性検査になる。問題を大量に解くということでスピードテスト、論文の方はパワーテストである。回答形式は客観テスト、writingの方は論文テストである。評価形式は、どれだけ自分が目標に到達できたか、ということで到達

度評価である、とまとめた。一番上の項目については先ほど載せなかったが、個人の評価なのか、機関の評価なのかということで分かれるので、ここでは結果の利用は個人が行う、と分類している。

こうしてみていくと、法学検定や経済学検定、医療系共用試験 CBT や OSCE、GRE、GRE Subject のようなテストについては、結果は個人が利用する。それに対し、大学生調査のような、学習モニタリングでは、サンプリングでテストを行っているので、どちらかということ個人を測定するというより機関に対する評価(間接評価)になっていると思う。それ以外のところで見えていくと、大学のアウトプットの種類としてはたくさんあると思うが、例えば卒論については、回答形式は論文、スピードテストよりはパワーテストという側面が出ているように思う。評価形式は、先生の勤に近いようなところで点数が決まるという側面もあると思うので、絶対評価として分類している。このように分類の色を見ると色がバラバラで、大学学習成果の測定方法については、色々な分類に従って分けると多種多様なものがあるということがわかると思う。例えばアウトプットで大学の中で参考にされるものとしては、国家試験の合格率や院の進学率というものもある。そういうものまで含めた大学の学習成果というものは必ずしも一様ではなく、かなり多種多様なものである。その意味から考えると、各分野・各大学の状況に合わせてどれを組み合わせていくか、ということが方法として考えられるのではないかと考えられる。一番右の項目の授業評価は必ずしもアウトプットには入らないのかもしれないが、一つの大学の質を測る指標としてはありうると考えている。他のテストはおおむね自分の学力、あるいは自分がどれだけ学習に専念したかということ等、自分の状態を申告するものである。これに対し、授業評価は自分が先生に対してどう思うか、という他者評価の側面が入ってきている。このような、自分だけ測るのではなくて他人も測るという側面も大学の中には存在している、ということが言える。

次に、二番目の話題として、ラーニングアウトカムズの測定方法が有する利点と限界について説明する。資料は共通テストと学習モニタリングについて、利点と限界を挙げたものである。共通テストの利点は、ベースとなるカリキュラムが存在するからこそ共通テストが成り立つ、ということから考えると、共通テストはカリキュラムベースそのものであるといえる。また、共通テストに対して明確な目標ができるということで、目標準拠型の学習の促進や動機付けの容易さなどが利点として挙げられる。ただし限界として、学習モニタリングとの比較で考えてみると、共通テストは個人の能力の測定であって学習のプロセスの評価ではない、ということが挙げられるうえ、共通テストを受けた時点での結果の評価でしかない、という側面も存在する。また、共通テストの中では、大量の問題を短時間で解くという形式がどうしても出てくるため、スピードテストになりやすく、そうせざるを得ない側面が

ある。それに対応する形で、卒論という、大学の一番最後に書くアウトプットの重要性が浮かび上がってくるのではないかと思う。また、アメリカの GRE などは年間 40 万人受けるということになっていたが、大人数になればなるほど、テストを行う労力は、大学としてもテスト機関としても非常に大きいということが問題になってきている。これに付け加えたいのは、共通テストの中で GRE の作文のテストも年間 40 万人受けるテストであるということである。ただし、アメリカの方では小論文をコンピュータに入力した時点で自動採点するというプログラムがある。これは英語という特殊性のなかで可能な自動採点プログラムだと聞いている。実際に日本で 40 万人が受ける小論文のテストは実現可能かという、また別の問題が出てくるため、そういう意味でも限界があるのではないかと思う。

続いて、学習モニタリングの利点について説明する。まず、どういう学生が自分の大学に入ってきているのか（学生プロフィール）、ということを把握することができる。JCSS の調査結果では、学生プロフィールによって以下の 5 群に学生を分けることができた。すなわち、「大学で勉強することよりも遊ぶことに熱心な群（大学エンジョイ群）」、「学問に専念して充実している群（学業充実群）」、「第一志望ではなかったが入った後に頑張った群（不本意入学奮起群）」、「入学後に失望してしまった群（入学後失望群）」、「不本意入学してそのままあきらめてしまった群（不本意入学諦め群）」である。そして、このような学生が自分の大学の中にどれくらいいて、どのような学生が 1 年生から 4 年生までのどのような伸びをしているのか、ということがわかるような調査になっている。1 年生に対する JFS の調査では、大学入学までの、高校時代にどういう勉強をしたのか、ということが主に挙げられている。「何も考えなく大学に来た群（無目的型）」、「高校時代に調べ物学習などの経験をしたが、先生たちにやらされていた群（探求学習経験型 A [無理解入学]）」、「高校の指導に従順に従ってきて、親に対する依存も高くあまり自立的でない群（高校指導従順型）」、「受験勉強に専念したが先生にやらされてきた群（受験勉強型 A [他律型]）」、「高校時代に調べ物学習を経験し、本命大学に入学した群（探求学習経験型 B [本命入学]）」、「受験勉強を自分でやってきた群（受験勉強型 B [自律型]）」、などの 6 群に分けられる。そして、これらの学生が 1 年生の大学入学後にどのように適応していったのか、というのが読みとれるようになっている。こういうことが学習モニタリングの 1 つの利点ではないか、と思う。つまり、自分の大学にどういう学生がいるのか、ということ把握したり、それぞれの学生群がどのように大学に適応していったのか、認知面や情緒面の発達の順序が明らかになるような調査である。このように学習モニタリング調査は利点もあるが、以下に述べるような限界もある。一つはサンプリングということもあり、個人の測定ではない、ということである。あくまでこの大学の中でどのような学生がいるのか、というパ

ーセンテージで示せるというアウトプットでしかない。また、調査は学生が答えるという点で自己申告であるため、それに代わる外部基準のようなものも必要ではないか、という指摘もある。あるいは、アンケート調査なので学生が真剣に答えるとは限らない面もあり、データを整理しないときちんとしたデータが出てこないということもある。そういう意味で、データに関して信頼・信用性が少し懐疑的な指摘を受けるときもある。

以上のような利点・限界があるので、共通テストと学習モニタリングを相互補完的に組み合わせる、ということが一番大事なのではないかと思う。

次に示したグラフは、JCSSの中で、ある大学の学生プロフィールを示したものである。色々な学生群を色分けしてグラフにしている。縦軸は割合である。この大学では、男性に比べて女性の方が学業充実群が多くて、男性の方が大学に遊びに来ている割合が多い、ということや、文系に比べ理系の方が大学エンジョイ群が低く学業充実群が高い、ということがわかる。性別、学年別、あるいは専攻別（経済学や教育学、文学部との比較など）といったカテゴリー別に、大学の学部にどのような学生がいるのかを示すことができる。この調査については、サンプル数が大きくなればなるほど確からしい結果が出てくるのではないか。

続いて、どのくらい英語が使えるか、ということについての自己申告の調査だが、H大とI大、L大とM大で比較した。これらは関西と関東のそれぞれかなりレベルの近い大学である。この中ではI大よりもH大の方が、自分は外国語運用能力がある、と自己評価している学生が多い、という特徴がわかる。一方で、L大とM大についても、L大よりM大の学生の方が語学に自信がある、などの特徴がわかる。

こういったことがわかるように調査票が設計されているので、自分の大学にどういった弱点があるのか、てこ入れの改革に対して自信が得られる、というようなことが学習モニタリング調査の1つの特徴である。

最後に、ラーニングアウトカムズの測定に関する、今までまとめてきた取り組みと、学術会議で策定しようとする参照基準との関係について述べる。

学士力に代表されるように「～力」と定義されたものと、測定の関係を原理的に考えてみると、例えば「～力」の定義というのは常に帰納的なはずである。例えば、因子分析の文脈で言えば、幾つかの項目で構成された第一因子に「授業満足」という因子の名前をつける、ということが測定の構造になっている。このことを頭の隅において考えると、幾つか設問があって、その最大公約数として「～力」が定義される、という関係になっている。この意味で、設問の得点が高い人は「～力」が高いと明示する、というのが定義の基本のはずである。その結果、「～力」が高ければ、設問に現れた得点が高い人である、ということで測定モデルが作られている。もちろんこれには誤差がある。ただし、入試の現場にいていつも思うことだが、測定の要求と

というのは政策になった時点ではいつも演繹的に降りてくるものである。「『～力』というものが想定されるはずなので測定方法を開発せよ」と降りてくる意味で、誤差も含めて測定モデルと政策の間にはいつもずれがでてくる。これは構造的な問題でもある。しかし、必ずしも、「～力」があるからそれに対応する測定方法が開発できるというわけではない。一番最初に示したように色々な測定方法があるので、これらを組み合わせることが大学の中で現実的なのではないか、と考える。今回の説明に先立っていただいた資料の中に、策定予定の分野別参照基準はラーニングアウトカムズの測定と連動ではない、と書いてあった。これについては今話したような理由で賛成である。例えば同志社の調査を使い、仮として「学士力」を学生調査で測定する、という研究を行ったものが、今日の配布資料に添付した「大学生調査から学士力を測る」というものである。簡単に結果だけ説明すると、「学士力」には学士課程教育で身につけて欲しい学生像が描かれていると理解した。それで学生にアンケートをすると、「学士力」と学業に充実している群、GPAの高い人たちが最も身につけている能力が一致した、という結果が出てきた。ということで、GPAで測っているものを、学生調査を使って学士力を測るということにすると、改めて細かく測定しているのに過ぎず結果は一緒である。したがって、こういうことをやると二度手間になるのではないか、と考える。何かの力があって測定道具を考えるというよりも、今の測定道具の中の特徴と限界を踏まえて、各分野・各大学ごとにと捨選択して大学の自主的・自律的な教育課程の編成の概念としてもっていく、ということが現実的なのではないか、と考える。

最後にまとめにかえて、日本のテスト業界・テスト理論の研究者をめぐる状況について説明する。今後の質保証という議論に際して、テスト理論を専門とする、テストの数理的な解析をする専門家が必須になってくると思う。ただし、日本は「テストの専門家」というと、入試をイメージし、それを批判し続けたという歴史があるので、「テストの専門家」の養成に失敗してきたという側面がある。

もう一つ、これは New York Times の記事だが、テストが増えるほどテスト理論の専門家は希少になるという話である。一つの理由は、この人達が数学・科学・心理学・教育学の知識、つまり文系と理系の知識を持たなければいけないということである。特に日本の教育システムの中では、こういう知識を得ることが難しかったという側面もあるかもしれない。しかし、日本で育ったテスト理論の専門家はアメリカへ行って活躍しているので、実は日本からみんな逃げていったというのも実情である。世界では、記事にあるように、「テストの専門家」をめぐる争奪戦が始まっており、彼らが年間20万ドルの高給で雇用される、というような時代である。アメリカでは「テストの専門家」を非常に集めており、テストをめぐる覇権争いということが行われ

ている。現在日本には「テストの専門家」は数えるほどしかいない。その人たちは、法科大学院適正試験や医療系共用大学試験、人事院、日本語能力試験、治安・法律・医療など非常に大事なところに配置されて、ぎりぎりのところでやっている。これ以上テストが増えると、大変な状況になるのではないかと、という状態だと感じる。「テストの専門家」は日本にも数多くいるわけではないし、アメリカでも深刻な人員不足状態にある。また、「テストの専門家」は育てられてこなかったということがある。主に「テストの専門家」を育ててきた大学は日本では1つしかないが、その大学でも戦後37人しか「テストの専門家」は誕生していない。「テストの専門家」のポジションが教育学部の中でだんだんなくなっていっているのが現状である。質の保証という意味で言えば、世界的な技術水準できちんと測定を行うことができる「テストの専門家」の養成機関の設立のお願いをこの場でできればと思う。統計的に間違った測定結果の粗製濫造は回避すべきなので、確固とした技術水準に適った測定・評価ができる環境の構築について、質保証の議論に加えていただければありがたい。

<質疑>

北原) 共通テストの限界について触れたところで、プロセスの評価ではないという説明があったが、これはどういう意味か。PISAのように知識だけではなくて、考え方のようなものを問うことはできるのではないかと。

木村) 共通テストの設問には多肢選択のものが多い。例えば GRE Subject の心理学のテストを見ても、200問くらいの設問に「これはAなのかBなのか」といった単純な選択肢が非常に多い。そのような中で、推論まで問える客観テストをどれだけ評価ベースに作れるか、ということをしようとすると作題のところで結構苦労するのではないかと。もう一つ、日本は過去問を利用して勉強するという文化だが、アメリカは過去問を公開しない文化なので、1回作った問題を何回も再利用することができる。そういった文化の違いがあるので、今日本の大学入試で起こっているように、だんだん問題がなくなっていくというような状況も出るのではないかと。共通テストにはかなり知識ベースの問題が多く、300問を解こうと思ったら単純正答にならざるを得ないのではないかと感じている。

- なぜそのような、スピードを重視する形式になるのか。もっと問題数を少なくすることはしないのか。単にテクニカルな問題か。

木村) アメリカのテストの、例えばコンピュータでどんどん問題を出していくという方式は、1問完結型のプログラムしか組めないという技術的な問題があ

る。また、日本のように1問解いて次は2番へ行って、というような連動した大問形式がアメリカのテスト文化の中にはないということもある。したがって、このままアメリカのまねをしようとすればそういう問題が出てくる。

- 今、社会人基礎力や学士力といった一般的な能力を測れ、という議論もある。これらは測定方法の分類で言うと、学力検査というよりは価値尺度のようなものを測るような形だと思う。そうすると、説明にあった自己申告によるデータの信用性は、技術的にクリアできるのか、という点が心配だが、そのあたりはどうか。

木村) これは他の人がやった研究だが、自己評価と他者評価にはずれる項目と一致する項目があるそうだ。例えば同じ質問項目についてゼミの先生が評価し、学生も自分で申告するとなると、回答が一致する項目、ばらばらになる項目など多種多様になっていく。そのため自己申告のデータは信用しにくいという一面はあると思う。しかし、先生に聞いて、学生にも聞いて、という調査を大学全体でやってしまうと、労力としてとても大変なことになると思う。自己評価は信頼性がない、ということが一方であるが、費やす労力を考えると、他者評価を入れればいい、という問題でもない気がする。

- 例えば「コミュニケーション能力が高い方がいい」といっても、簡単に測るのは難しいということか。

木村) 難しいと思う。例えば OSCE は医者と患者のコミュニケーション能力を測るテストとして設計されているが、挨拶はきちんとできたか、患者が来たときに「私はあなたの主治医の〇〇です」と言えるかどうか、という程度のわかりやすい調査項目になっている。しかし、これが大学生一般のコミュニケーション能力と一致させるテストか、というとそれはまた別の側面が出てくるのではないかと思う。OSCE はあくまで患者の病室の中での、限定したところでのコミュニケーションを測っているということである。

- ペーパーですぐに測れるような簡単なものではないのか。

木村) そうではない。学生調査などでも「大学教員と定期的にコミュニケーションを取っているか」や「他の学生と話をする機会があるか」といったレベルの項目にチェックつけるという程度でしかない。したがって、本質的なコミュニケーション能力と言えるのか、という議論も出てくる。

- アメリカが過去問を公開しない、日本は過去問を公開しているということ

だったが、なぜアメリカでは過去問を公開しないのか。公開しないというのは、人々が「裏切り」をすることによって気がつけているということか。

私の大学で悩んでいるのは、過去問を公開したことによって、どのような「裏切り」が出ているのかが怖い、ということである。アメリカの場合、このようなことに対してナーバスであるということはあるのか。

木村) そこまではわからない。

- アメリカが過去問を公開しないというのは本当か。昔、司法試験であったことだが、過去問から試験問題を出すために過去問を公開していないのであれば、過去問を再現して私的に作るということは当然行われると思う。このようにして結局は過去問は公開されることになるのではないかと思うがどうか。
- それが「裏切り」だと思う。

木村) 例えば 320 題という大量の問題を出すと、その中で採点しない問題や次の解答者の情報を得るためにダミーとして設置する問題など色々な問題構成を組むことになる。どれが本当に点数を測っている問題かわからないような仕組みをテストとして作り上げている、ということで、「裏切り」をしても無駄になるシステムを作っているのが現状である。

- それはわかる。しかし、かつて日本の司法試験で、何人かで手分けしてある程度問題を覚えて帰ってくる、ということが行われた。その結果、法務省は過去問を全部オープンにしてしまった。ただ、日本の場合には、絶対に過去問を出題しない、という形になっている。過去問を公開しないということと、過去問を出題しない、ということは必ずしも一致しないと推測するが、どうか。

木村) それについてずばり答えることはできない。アメリカのやり方としては、テストの項目のアイテムライターを大量に抱えていて、何万という問題を作り出すようなシステムに社会全体がなっている。

- アメリカ型の試験というのは、問題を大量に出すというところが一つはポイントなのではないかと思う。問題を大量に出した場合、結局ある種ランダムになってくる。しかも問題数も蓄積していくと大きくなっていく。そうすると、人間の能力的に過去問をやっても覚え切れない部分が出てくる。また、新作題が出てくる、採点する問題と採点しない問題がある、となると、

テストの専門家が能力を発揮するところで、ある種の統計学的な正しさが出てくるのではないかと思うが、どうか。

木村) その通りだと思う。

- 問題数が何万とあり、ものすごく多い。その中から今年は300題出すという形である。その中に過去問を出しておく、同じ問題を解いているので、今年の受験生と2年前の受験生等との質の比較などができる。偏差値を見ると、今年の学生がよくできるのか、といったことはよくわかる。しかし、たくさん問題があると瞬間的に解くので、知識は出題できてもものの考え方を問うのはなかなか難しい。

木村) スピードテストの特徴として、日本にセンター試験のように、形式に慣れた者が勝ち、ということがある。したがって、大学入試でもセンター試験と二次試験を別に出すということがある。スピードテストだけでは危険な感じがする。

- 共通テストで判定したいレベルはどのあたりを狙っているのか。ミニマムリクワイアメントでも、ほとんどできないと卒業させないというようなレベルを判定するための試験なのか、そうではなくて、非常に高度な技術を持ったレベルからものすごく低いレベルまでを判定するための試験なのか。判定するレベルによって試験のやり方や内容が変わってくると思う。大量にスピードで出されているということだと、どちらかというとミニマムリクワイアメント、常識として知っていることを測るための試験なのか。

木村) CBTが大量の問題を作成できるのは、ある程度基礎的な問題を満遍なく出すということだからである。医師国家試験の方は、医師としての資格があるかどうかの選抜になってしまうので、そのようなことはできないと聞いている。CBTでは易しい、或いは、適度な難易度の問題を大量に出すのでコンピュータベースのテストにできたと聞いている。病院実習に行っても困らない知識があるかどうか、というミニマムレベルのことを計るものだと聞いている。おそらくスピードテストというのは基礎的な内容を大量に聞く、ということが1つの特徴である。

- 資料を見ると、そのあたりが目的・内容には書いていない気がする。本来ならば「知っている当然のことを判断する」ということが目的の中に入っているともいいと思う。

木村) 目的という項目についてだが、必ずしもホームページに目的という項目があったわけではなく、目的と思われる部分を抜き出してきたものであるので、結果的に不十分な箇所があったとすれば、申し訳ない。

○ 最後の資料の教員数の統計は、日本全国の統計か。

木村) 国立大学の教育学部の先生を大学職員録から調べて、専門分野ごとに分類したものである。

○ 測定統計の先生がこれだけしかいないという理由はなぜか。

木村) まずは、なかなか後継者が育たない、ということ。人材不足もあるし、測定の先生は数学を教える先生でもあるので、既存の教育学部の文系の学生と親和性がなかったということもある。

○ 社会学や教育心理学と共有できるところはないか。統計の人だけで育てないとだめなのか。

木村) この中には教育心理学の先生で測定の先生も含んでいる。

○ アメリカは非常に盛んで、この領域の人が多い。

木村) その通り。ETSなどは数百人規模で在籍している。この彼我の差は圧倒的で、教育の質保証を担保できる力の差になって今後現れてくるだろう。

○ 卵と鶏の関係でいうと、統計・調査があるから増やさないといけない、というところと、必要だから増やさなければいけない、という、演繹と帰納法のようなことがある。日本は政策的にそれが今までなかった。実態としても今までそういうことがなかった。それを増やすようにすべきだということか。

木村) 増えていった方が、統計的に過誤のない結果を出せるのではないかと感じている。入試の分野で言うと、アドミッションセンターという箱ものができる、そこには何人か測定の先生が配置されたが、もともと測定の先生が養成されるところが一大学しかないのも、それでも数は少ない。その結果、アドミッションセンターはテストの専門機関であるべきはずなのに、用意されている箱の数よりも少ない人数しかテストの専門家が配置されていないというのが現状である。

- 組み合わせるといのが一番インプレッシブである。例えば卒業論文を減らしている大学がだんだん増えているが、質的なことと言うと卒論が非常にいいとも思う。量的なものを増やし、やり方によってはそのようなものを全部殺してしまうようなことも起こりうるので、組み合わせで見えていく方が非常にいいやり方と思う。
- ラーニングアウトカムズの結果利用が個人か機関かという点について。多様なものの組み合わせが可能だ、という話で、学士力に結びつけるということにも言及された。しかし、学士力というのは実は誰が評価するのか、という問題をみると、現実には大学を出てからの社会が学生評価あるいは機関評価をしているケースが多いような気がするが、追跡調査的なものへの関係性は考えているか。大学でも学生プロフィール等色々なパターンが出ているが、それがどういう形で本当に学士力として客観性を持ちうるか、というところの測定の前まではこの場合の調査では除外されていると考えていいか。

木村) そうだと思う。我々アドミッションセンターでも入試の時のデータ・学生の時のデータ・卒業の時のデータをつなげようとはするが、なかなか捕まえにくいというのが現状である。したがって今ある中で組み合わせで実施するしか、現実的には手段がないという部分がある。これは限界だと思う。しかし、個人の評価であっても、個人の資質を上げて結果的に大学の質を高めていくというパターンもあり、一方で機関の弱いところを見つけて、そこをてこ入れして学生がその結果個人として成長する、という関係はこの中でも十分出てくると思う。卒業した後の追跡調査という課題は出てくるが、このような関係性は個人と機関の部分に出てくると思う。

- 社会人基礎力の問題との関係で学士力を考えていく場合に、ワークショップやフィールドワーク、インターンシップについては、この場合のラーニングアウトカムズでは考えていないのか。

木村) 「大学時代にそういう経験をしたか」という項目は CSS にも JCSS にも入っている。「その機会を大学として提供したか」ということについては、大学の責任はどこまでか、ということにもよるが、調査の枠組みの中では限界があると思う。

- (2) 「専門教育における学修目標の提示と達成度の確認—一つの試みとしての法学検定試験—」(資料2)

浦川) 法学教育の問題点についてこの委員会に参加する中で考えてみて、改めて法学教育の質的な保証がどうあるべきか、という中で法学検定試験について再考してみた。その中で私の経験的なことを話す。従って、教育機関としての法学部の現状との関係で、質的保証としてどうして法学検定試験のようなものが必要となったのか、という話をしようと思う。そのため、法学検定試験のテストの内容の分析や、法学検定試験が法学教育の質的保証に本当に役立っているのか、といった客観的な評価の面に関しては、私の視野の外にあるということを断っておきたい。

最初に法学部教育の現状について。文部科学省の学校統計によると、法学部学生数は平成20年度で166,102人、これは4年分プラスオーバーステイを入れていると思うので、大体4万人くらいが1年で入学している。そういう点で見ると、社会科学では、経済学部の235,666人に次いで多い。ただ、この学生たちが全て法律の専門職になるか、というと全くそうではない。法科大学院に入って修了しない限りは、法曹試験である司法試験の受験資格はないが、法科大学院の現在の定員は5,765人で、司法試験の合格者は昨年度で2100人を割っているので、結果的に、4万人のインに対してアウトは2千数百人であるということを見ると、ほとんど全員が法学専門家にならないということである。したがって法曹になるのはほんのわずかで、大多数の法学部の学生は事務職・営業職として就職している。この傾向はむしろ進行していると思っている。統計を見ると、社会科学系卒業生159,415人のうち、事務従業者は72,042人(45.2%)、販売従業者は50,110人(31.4%)で、だいたい76%くらいは事務職・営業職として就職している。法律専門家になるという学生は微々たるものである、ということがわかると思う。これは従来から言われていたことであるが、それにさらに現在の問題がある。

文部科学省の強い主張により、法曹への関門である法科大学院は専門職大学院であり、司法制度改革の中で、その門戸は法学部卒業生に限らず社会人・他学部からの出身者を歓迎する、という制度設計になった。実際にそのとおりになったかどうかは後で説明するが、このために法学部の教育は目標喪失の状態になり、学生あるいは教員にとって進路に関する目的意識の一層の拡散が生じている、というのが現状だろうと思う。この問題は法科大学院制度の中で加速されていて、法学部教員は法学部から法科大学院へ移動した。

しかし、文部科学省の制度設計によって、法学部教員は原則として法科大学院教員になってはならない、という制度的縛りができた。したがって、法科大学院の教員は法学部の教授会には原則として出られない。この制度は、2013年まで学部との兼任を認めるという特例措置があるので、その間は認められているが、今の制度で行くと法学部と法科大学院は完全に分立してしまう。また、去年までは、法学研究科の修士課程、つまり法学研究者の養成のための修士課程の学生を、法科大学院の教員である限りは担当できない、

という状況が生じていた。これは制度設計の問題である。そのため、教員数が足りないので、専門教育科目が減少し、どうしても法学部で法律教育を行えなくなっている。それを埋めるために、どの大学でも同じで教養科目が増えた。ダブルディグリーやダブル専攻とうたっているが、結果的に法律教育は行われぬ。例えばある有名大学では、以前は民法は全科目が必修だったが、今では民法の必修科目は一部になってしまった。極端なことをいうと、法律科目よりも教養科目をとることによって卒業できるという状況になってきている。

また、卒業に必要な単位が全ての大学で減ってきている。これは大学教育におけるゆとり教育なのかもしれない。私たちの時代には卒業に必要な単位は150単位だったが、現在私の大学は130単位である。これも文部科学省の指導で減らされてきている。

結局、専門教育・法学部教育は減っている。他の学部は知らないが、おそらく社会科学系の学部では同じ問題があるのではないかと思う。そうすると、専門教育としての法学教育に空洞化が生じており、簡単に言うと、法学部の存立基盤が崩壊してしまう、というのが現実の恐れである。そのため、法律系については学術会議の中でも法学の研究者の養成の問題など色々なテーマで議論が進んでいると思う。それは潜在的にそういう問題とリンクしている、ということである。

以前から存在した問題と現在の加速された問題を組み合わせつつ説明すると、以前から存在した問題であったことは、法学部学生はほとんど法律専門職である法曹にならないという問題である。そういったことと、大量のマスを抱えているという問題の中で、今の日本の全体教育の中でどういうことが法学部の中で典型的に起きていたかと言うと、法学部入学までの徹底した偏差値教育、受験に追われていて、いい大学に入ろう、偏差値をよくしようという教育しかされていないということが起こっていた。入学時に偏差値的に選別されて大学に入るということについては、ざっくり言えば受験の予備校のホームページ等に掲載されている、何点ならばこの大学に入れるが何点ならば入れない、という学部ごとの偏差値表・ランクのデータである。そういう大学の格付けが行われている中で大学に入学すると、どの大学に入ったかということで卒業の進路・人生が決定されてしまう、18歳で人生が決まってしまうという問題がある。そうすると大学教育はある意味で無意味化してくる。この問題については上位校であればある程度色々な選択肢があるので何とかやっている。しかし偏差値の下位校では完全に無気力化が生じる、つまりスチューデント・アパシーが起きる。この問題と法学検定試験の問題について、法学検定試験をなぜ導入したいか、ということについては、竹下守夫先生や新堂幸司先生が書いている（参考文献）。ざっと見ていくと、この両先生とも、東大という非常に恵まれたところにいたので、全然こういう

ことを考えてもいなかった。しかし二人とも他の大学の法学部へ行ったところ、そこにおける環境が全く違うということにショックを受けた。東大の学生は放っておいても勉強するが、他の大学で教えた学生たちは、自分たちはもうしょうがないという気持ちでいて勉強しないため、教えようがなかった。その諦めの気持ちをどうするか、諦めないような気持ちをどう作ったらいいのか、ということが書かれている。

要するに、今の学部教育はあまり教育的に頑張っていないので、スチューデント・アパシー的なものがある。もう一方の言葉で言うと、モラトリアムだといって、モラトリアムを利用することによって多様な教養を身につけていくのだ、というプラスの面もいわれている。特に偏差値下位校では完全なアパシー状態が起きている。私のいる大学では、一方において非常に頑張る学生もいれば、もう一方においては完全に無気力化している学生がいる。両方いるので状況がよくわかっていたが、偏差値の低いところだと無気力化する学生が大半だと思うので、教育者として非常に危機感を持つと思う。

現在、法学部教育が空洞化してきている中で、困ったことに従来は偏差値下位校が問題だったスチューデント・アパシーが、現在では偏差値の比較的上位校においても起こり始めている。つまり、法律科目がなく教養科目が多い法学部に入学し、自分たちはいったいここで何を身につけられるのか、ということ自体に疑問を持ってきて、学生たちはどうしていいかわからない状態になっている。我々自身も非常に困っている。そこで、新堂先生や竹下先生たちは、学部教育・法学部教育の中で学生たちに目標を与え、自分たちが法学部で専門教育をきちんと受ければ出口のところで進路は再び開ける、どの大学にはいったからどうだという話ではなく、大学の基準以外に企業とか社会で評価してくれる基準がもう1つあるのだ、ということを作りたいということで法学検定試験を始めた。私はその考え方に対して、なるほど、と思うし、と同時に一つの方法だろうと思う。

法学検定試験は、法学部教育における学習達成度の客観的評価を与える、法学部生に再度の進路選択のチャンスを与える、人生決定の大きな選別の機会を大学の入口から出口に移動させる、こういうものを作れないか、ということで、検定試験というものはどうか、と竹下先生が考えたものである。それを受けて新堂先生が設立に当たって、日弁連の法務研究財団を母体として法学検定試験というものを作った。

私はこの検定試験に関与して PR しているわけではない。全く利害関係はないが、内容について紹介したい。

現在どういう形で法学検定試験が進められているか、ということについては、資料の通りである。法学検定試験には4級、3級、2級のクラスがあり、まだ1級試験は実施されていないため、一番高いのは2級である。これは大学生だけが受けられるものではなく、社会人にも開放されていて、個人でも

トライできるという、一般的に開かれた試験になっている。2級とは、大学法学部での法学教育が修了していることを前提に、企業・官公庁等で法律実務を担当するために必要な一定水準以上の法学の知識・基礎的素養を修得していることを証明する、という試験であり、択一問題である。4級は、「法学入門」「憲法」「民法」「刑法」の基本法についての基礎知識・能力を測る試験であり、大学2年修了程度の法的素養を有していることを証明する、という設定になっている。級については4級から受験してもいいし、2級から受験してもかまわない。全国で一律に年一回実施されている。受験者数はそれほど多くはなく、4級で志願者数が4045人、実受験者数が3592人、2級で志願者数が1647人、実受験者数が1379人である。ただ興味深いことは、この試験を大学の法学部の教育目標の中に組み込んでいて、2級をとったら単位に認定する、といったことをやっている大学が出ているということである。大学での具体的活用例、ということでアンケートを行ったところ、回答した50校の中で16校が法学検定試験を単位認定に利用している。ここを見ると、法学検定試験を導入した目的とある種整合性が見られる。つまり、ざっくり言えば、偏差値下位校において学生たちに目標を提示して専門教育をしっかりと受けさせる、ということを考えて場合にどうしたらいいか、という一つのカリキュラムの構成だろうと思う。これが今後どうなるか、については後で説明するが、1つの試みであると思う。私のいる大学ではこのようなことは全然考えていなかったが、考えてもいいのでは、と思った。

また、法学検定試験を利用して、専門職大学院である法科大学院・司法試験に結びつけようという動きもある。法科大学院入学者選抜における法学検定試験2級の実績を考慮している大学は相当数上がっており、中位的な大学も利用し始めている。したがって、今後どうなるか、ということについては若干面白い動きがあると思う。

これは私が素人目で言うことなので、「冗談だろう」と言われればその通りかもしれないが、法学検定試験を見ていて面白いと思ったのは、英語ではTOEICやTOFELは素点でしかでないが、法学検定試験の場合何級というのがある。確かにドイツに留学していたときにはゲーテ・インスティトゥートに上級や中級があった。あまり一般化できないのかもしれないが、日本型教育というのは「級」が好きなのではないか、と思った。「級」というのは意外に学習的な励みになるのではないか。「級」をとるためにはどうしたらいいか、というと、法学検定試験問題集が公表されていて、問題が明らかになっており、過去問も公表されているので、それを一生懸命勉強する。それであるところのレベルまでやると、プロセスではなくて知識の達成度しか測っていないということになるが、達成した知識が示せば「級」を取得できる。「級」を取得できればある種人間にとって励みになる。そういう点からいうと、これは上手く考えたと思う。柔道や剣道、茶道、華道に共通した、「級」

による認定、「級」を目標にして勉強するということを競合してやる、ということである。

もう一つ、法学既修者試験という試験がある。法科大学院には未修者コースと既修者コースがあり、未修者コースは3年制、既修者コースは2年制である。ある程度法律の素養がある人間は既修者コースで2年制でよく、法律の素養がない、全くゼロからはじめる人間は3年制をとる、ということである。当初は原則は3年制であるということをして、司法試験を受験するための法科大学院への門戸は広く解放して、法学部以外の他の学部、自然科学系の学部、あるいは社会人からも来てもらって、新しい専門職大学院を作る、という構想だった。そういう点からいうと完全にアメリカのロースクールをモデルにしている。しかし、アメリカのように法学部をなくせばよかったのだが、日本ではなくさなかったのが、現実の問題として複雑な問題が起こってきた。それは、司法試験合格者数を3000人に、というのが2010年の当面の目標で、合格者数は増えると言っていたが、3000人にいくかいかないかがわからない状態になってきたという点である。これについては出口の競争が急速に増えたために、日弁連が3000人は反対だといひ始めた。これも不思議なことだが、3000人というのは絶対の壁になってきている。現実の合格率は30%しかなく、中には合格者数が0という法科大学院もある。このように、司法試験合格率が急速に低下している。このことは出口のところの人数との兼ね合いからいって定員が多いので、物理的にはっきりしている。また、一回落ちて3回まではチャレンジできるので、だんだん受験者数が累積していく。そういった問題の中で、司法試験に受からなければ法曹になれないので、司法試験の持つウエートが増大している。しかしその合格率は30%を切るようになってきている。こうなると、法学未修者が法科大学院に入学したいという気持ちは急速に失せてしまう。これは決定していて、法科大学院に入るにはLSATという一般的な能力試験を受けて、そのスコアをもとに大学が選択できるということになっている。これは2003年に最初の試験があり、当時は28,340人の受験者がいた。今年はまだ試験が行われていないが、受験の申し込みをした人が8,527人である。5,765人というキャパに対して8,527人なので、全員合格になると思う。こういう状態になってしまっていて、法科大学院間は非常に難しい状態に置かれている。司法試験に合格させなければいけない、となると、法学部生から法科大学院の2年制既修者コースに入ってくれる優秀な学生を取りたい、という話になってくる。そのためにここで学生の争奪戦が生じる。ところが問題は、法科大学院は、自大学の法学部から自大学の法科大学院に大量に学生を入れてはいけない、という文部省の規制があるということである。各大学から満遍なく学生を受け入れているか、ということが認証評価でチェックされる。そうすると色々な大学から学生をとらなければならないが、その大学における法学部の専門教

育のレベルはわからない。それをどうするか、というと、おそらく専門教育としての法律学の学生達成度の客観的評価をどこかに求めなければならない、となり、法学検定試験を使おうということになる。あるいは、既修者試験という、既修者が法科大学院に入学するときの入学試験の代替試験を使おうという動きが加速するだろう。新しい動きとしては、おそらく法学検定試験はこれから法学部教育の中で重要度を増してくるだろう。それは大学として採用するか否かに関係はなく、個人のレベルでも受けることができる。個人のレベルで自分の客観的な能力測定を出して、優秀な方はなおさら、法科大学院に入りたいと思えば客観的な能力測定を出す、あるいは大学もそれを重視してくる、という動きが生じてくるだろう、ということである。これらは私の法学部に対する1つの見方である。

<質疑>

北原) 法学部は何をすべきか、ということが揺らいでいる、という話だった。それについて何か動きというのはあるか。

浦川) 二つの見方がある。一つは、世の中は今、法律を利用した、法化した社会に移行しつつある。企業の中においても社会の中においても法律的な素養を身につけた人間は、弁護士・裁判官・検察官といった専門職以外にも必要である、という意見がある。日本の場合、ある種の専門職である司法書士や行政書士がおり、そういう分野も含めて、法律的な素養を身につけた人間を生み出すために法学部は必要である、そうすると法学部教育をさらに充実させなければならない、あるいは維持する意味がある、という考え方である。二つ目の見方は、そうではなく、弁護士の数が3000人という人数を超えて増えていった場合、法律専門職を生み出すのは、実は法科大学院に特化させればよい、だからロースクールなのだ、という考え方である。アメリカには法律学を教える学部はない。法律系のことを少し教えるところはあるが、あくまでも一般教育であり、collegeでは教えていない。そういう点から言うと、アメリカ型を選択して法科大学院システムをとったのだから、法学部は廃止すべきであったあるいは廃止した方がよかった、という意見があった。しかし日本では妥協で併存させてしまった。面白いことに、話題として話すと、日本のモデルに追随して司法制度改革・法学教育制度改革をやった韓国は、日本のやったことを全て反面教師として実施している。日本に実験をやってもらったと思っている。一つは彼らなりのやり方で法学部を廃止した。つまり、法科大学院を作る大学は法学部を廃止するということをやった。このため、国立・私立の大きな大学は法科大学院を作りたかったので、法学部を廃止し教員を全て法科大学院に持っていった。韓国では残った法学部はきわめてcollege的に、一般教育の方にずれていくと思う。また、司法研修所も、

法科大学院を受けなくても司法試験にトライできる予備試験という道も廃止した。日本は、非常にラディカルな構想であった法科大学院が短期間でコンセンサスを得るためには、やむをえない選択だったのかもしれないが、バイパス的なものや付属的なもの、従来のものをみんな変な形で残しながら制度設計が行われた。したがって、今の段階ではどうしたらいいのか、というと、法学部を完全に解体しないのならば、専門教育を充実化していくことが必要である。そして社会では法的知識には確かに需要があるので、弁護士の数が増えなくても、企業におけるスタッフ、消費者法などの知識が必要な消費者の苦情相談・ADRにも進出させる、ということはある。そういう教育が必要だということと言えるかもしれない。

- 官僚というのは法学部出身者が多い。東大の法学部は弁護士になるためだけでなく、中央省庁に入省するための学生も多かったと思う。

浦川) 官僚も法科大学院出身者をとるようになってくるのではないか。日本の官僚、国際機関に進出した官僚は degree を持っていない。向こうの方の多くは lawyer、法科大学院を出たドクターであり、そういうタイトルをみんな持っている。そういうようなことを考えるとこれからは間違いなくシステム、法科大学院自体が変わってくると思う。法科大学院から 3,000 人近く出してくると、そういう人を採るようなことが主流になってくると思う。現実に関ヶ関インターンシップとって各官庁とも法科大学院の学生をインターンシップで事前教育として入れて、研修をさせるようになっている。

- 薬学部の 6 年制と一緒にある。大学の専門学校化はけしからん、法科大学院もある意味では司法試験に受かるための専門学校になっては困るという意見がある。このような考えが純粋法学部の先生方にあつたのではないか。そういう意味では法律学をある程度残す必要があるし、分化する必要がある。薬学部も明らかにそうである。薬学や製薬の基礎的な研究をする部分と、薬剤師の免許を取るための勉強をする部分に分けたらどうか。同じ状況ではまずいか、分化することが必要ではないか。

浦川) 私のいる大学では大学院法学研究科と大学院法務研究科があり、法科大学院は大学院法務研究科である。大学院法学研究科には基礎法を教える人がいる。それはそれでかまわない。ただ、法律は学問体系としては一つである。この中の法史学が民法と分離する形で全く違うところで教えられていて困る。基礎法を教える先生たちは、そっちはメシを食う学問だ、というのが、率直にいうと、客観的な法史学があるのか。つまり民法の歴史、刑法の歴史があり、その総合したものが法史学ではないか、と思う。そういうものを分

離して、何かやせ我慢でやっているようなことは、非常に日本的でつまらない話である。純粋なものをやる人間と専門的なものをやる人間がけんかする必要はない。これをけんかするレベルでやっているとは日本の行く末は見えている。学術会議ではこういう人間が若干多い。

- 例えば大学院を作るときに、大学院の大学は大学院だけにする、という話しがあった。日本はそういうシステムにしなかったので、大学院大学と大学がほとんど並立している。これも非常にあやふやである。大学院教授といっても、実際は大学教授もやっている。それが先生の勧告の1つの例かもしれない。

ある大学の法学専門大学院の外部評価委員を去年までやっていた。色々感じることはあったが、その大学の学生は非常によく勉強するし、授業にもほとんど出ている。ただあれは学問ではない。教える方も検事など非常にプラクティカルである。医者で言うと、どういう注射を使う、とかのテクニカルな面を教えている。法学というと学問体系は別のところにあると思う。あのよう非常に専門職に特化した法学をやっていると、本当の純粋法学はどうなってしまうのか、と思いながら見ていた。もう一つ、法学部を出た人は官僚にもなるし、会社の経営者にもなる。そういうときに「学士（法学）」という4年間トレーニングしたものの考え方が役に立つ。別に専門の司法官になる必要はなく、法律を勉強したということ、そういうことを教材にして勉強してきたというキャリアが、何か物事に当たったときにどういうふうを考えているか、どう解決していくかということに、官僚でも会社の経営者でも絶対に役立つ。だから法学部が必要なのだと思う。評価委員に前京都府知事の荒巻さんがいた。荒巻さんは官僚出身であり、法学部出身で知事になる人もいる。司法は判断するときの1つのテクニカルなものである。したがって、法学部の卒業生が全部司法官になる必要はない。例えば『京都大学の挑戦』という本を見ると、帝大ができたときには、東大と京大までは法学部出身者は全員司法資格を与えられた。その中から官僚になる人は試験を受けて、大蔵省などに行った。昔は帝大出身者は卒業資格＝司法資格という時代があった。その後、東大生も京大生も試験を受けることになった。4年間法学を勉強して弁護士にならなくても、日本は法治国家なので、法律を勉強してきたというものの考え方は会社に行っても絶対に役立つと思う。

浦川) 法学部できちんと専門教育をやることは意味がある、ということについては否定しない。ただし、問題は偏差値下位校において、きちんと法学の専門教育を行える空気があるか、ということである。実際、ここに上がっている大学の学生が中央官庁に入れるか、というと思えないと思う。そして新堂先生の悩みであったのは、自分が勤めている大学にいまだかつて司法試験合格

者がいない、ということはどうしたらいいか、ということである。勉強させなければいけない、勉強すれば合格できる、磨けば光る玉だと新堂先生は言っていた。しかし彼らにいくら動機付けようと思っても彼ら自身は、この大学に入ったからだめだ、という意識である。そこで法学検定試験をやることによって1つの再チャレンジの意欲をわかせるよう、というのがこの試みである。上位の大学の学生であれば寝ていても勉強する。はっきり言うと、教員の教育力は実はあまり関係ない。ある上位大学に来た先生に言われるが、その学生は勉強してくれて、話を聞いてくれるので、楽だという。前任校は話も聞いてくれない、私語が多く、静かにするように言うだけで授業が終わってしまう、と言う。こういう問題をいったいどう考えたらいいのか。

- そういう問題が出たので、こういう委員会ができたのだと思う。いわゆる、放っておいても育つ、ということがはびこってきている。

浦川) しかも今話した問題で言うと、上位の大学の法科大学院の学生は勉強する。24時間教室を使えるようにしていて、学生は泊りがけで勉強している。私が、法科大学院を作ってよかったと思ったのは、大学において、勉強するという文化が法科大学院から生まれてきた、ということである。もう一つは、法科大学院では専門職しか育てていない、技術的な専門職を教えていない、というがこれは間違いである。これは文部科学省が非常によくカリキュラムを考え、法律のより進んだ部分である先端科目を教えるように、といており、そのような科目を履修しなければいけないようになっている。したがって知的財産法や労働法の特種な問題、ジェンダーの問題など従来なかった分野を法科大学院で教えている。そういう点から言えば、刑法とか民法という従来どおりの法律学の知識だけではない。そこに出てきている人は本当によく勉強しているし、優秀な法曹にもなっていくし、たぶん法曹人口が増えていけばこの人たちは弁護士の資格がある公務員・国際公務員・会社経営者になっていくと思う。アメリカやドイツはそうではないか。ドイツも銀行の頭取はほとんど法学博士である。

- 昔は法学部で法学士という学位だと、ある専門的な知識や技能を持った人が持つ学位という認識の時代があったと思う。私の時代だと、法学士という学位はつぶしがきく学位と思っていた。それにもかかわらず、先生の現状分析に全く同意で、法学部の学生が経済学部に次いで多い。法学部は大体大人数のところが多い。質を必ずしも少人数教育に限定しないが、このような教育形態と学問の分野の質、社会に対する法学部のアカウンタビリティはどういうふうに大学の中で整合性を持たせているのか。

浦川) 法学部はドイツ型の教育モデルで、ある種上手い具合に教育のカリキュラムが構成できるようになっている。例えば一般的な知識教育の部分は、600人とか場合によっては1000人近い大講堂で授業ができる。ある一定の教科書と先生の講義で覚えていく知識というのは、これで身につく。問題はディスカッションをしてより知識を深めていく、あるいはある専門の領域の判例についてより検討して知識を深めるという授業であり、それはゼミナールである。ゼミナール+講義という形の中で講義形態ができています。どこの大学もだいたいそのモデルをとっているはずである。そういう意味では専門教育のある種の組み立て方というのは大人数の講義でもできる。だからどの大学でも法学部というのは非常に大人数を抱えていて、私学にとって見れば「米びつ」になっていた。社会科学系というのはだいたいそういう形態の講義形態をとっていたと思う。

- 法学部は能力主義を前提にしないといけない、つまり法曹界には厳しい学部なのではないか、という考えに立っているように思う。

浦川) 40,000人近い1年間の入学者に対して司法試験の合格者は3,000人で、その中の30%くらいは他学部ないし社会人をとることになっているので、法曹界に入るということは限定されていて無理だと思う。結局は現役の卒業生の大半は社会に出る以外にない。法律というのは意味があり、法的なものの方というのはこれからの社会で重要だと思う。そのため、法学部の卒業生にこれを身につけさせたいという社会に出す方法というのはないのか、ということの中で1つの解として出ているのが法学検定試験である、ということを書いたかった。客観的にそういう意味をもつかどうかというのは検証してみないとわからない。しかしそういう意識で作られたものであることは確かである。

- 関係して。昔京都大学法学部で教授をされていた上山安敏先生に話に来てもらったことがある。そのときから昔にかけての話だったが、京都大学でまじめなアカデミックな学問を法学部でやって、授業でそれを出していたら、学生は全然出席しないそう。つまり司法試験や上級職試験に受かるためにはそういう勉強ではだめで、予備校に行かないとだめである。京都大学ではそういうふうにやりたいができない、という話をされた。『京都大学の挑戦』の本論もそこだと思う。ドイツのアカデミックなものを京都大学の法学部にも定着させようとするが、やはり司法試験や公務員試験に通らないとだめという雰囲気があり、定着しなかった。だから京都大学の挑戦は失敗した。今先生は法学部は崩壊していると説明したが、当時の方がある意味では崩壊していた。少数の人には法学部という名前では生きていたが、多くは公務員にな

ったり、他の職業に就く。だからある意味では崩壊していたが、今日ではもっと崩壊している。現実的に日本全体で法学部において法学部教育が成り立たなくなっている。学士課程教育において、法学部教育・医学部教育・文学部教育などがどういうふうに並立的に成り立つのか、ということの問題意識として持たなければならない。

日本の大学・大学院教育は学士課程・修士課程・博士課程と並んでいる。学部と言っていたところの教育は、ドイツのような学部型のもを入れてきた。アメリカは、同じ時期にアメリカはドイツを移植したが、たまたま学士課程が既にあったので、collegeを残して大学院を作った。だから学士課程教育になった。今日本で制度改革をやろうとしているのは、アメリカのコピーではないとしても非常に近い。それに対してドイツ方式で入れてきたものが100年以上定着しているので、意識や制度を変えようとしてもなかなか難しい。今崩壊してきている、あるいはロースクールを作っているということは、大学院をアメリカ型にしているということである。しかし古いものを残してそこで競争させている。実際問題として今のように古い形のもが非常に難しくなっている。中教審が先にそういう提案をしていて、自由にやってくださいということをいっているのか、経営学的にそうしているのかわからないが、いずれにしても今は転換期である。

- 学位の価値と職業の価値、社会評価の価値が一番法学教育の中では分裂している状態にある、と考えていいか。
- 法学部が一番古い、伝統ある学部である。先ほどの東大と京大を比較してもいえるように、一番中枢は官僚養成である。官僚養成で、省庁へは法学部から出たので、東大は法学部を一番上席に置いた。これが他の大学編成にずっと影響を与えてきている。今は、そういう形のもをこれから100年さらに続けていくのか、という選択の時期に来ている。以前はエリートは少数で専門職も保証されていたが、今55%の学生が大学に入学してきて、ほとんど関係なくなってきた。これから50年100年シナリオとしてどういうふうにするか。やはり最後は大学がアカデミックなところだから、世界的にも質の競争になってくると思う。それはきちんとデザインしなければならないと思うが、ここは質保証をどうするか、という分科会なので、学士課程では教養教育の質保証をするのか、各学部ごとの質保証をするのか。文系と理系でもかなり違う。理系は積み上げ式でやってきているから、学生の単位のとりに方や勉強の仕方、先生の意識が違う。一方、文系はかなり学生が拡散型になっていて、集中型と拡散型の違いがある。これが日本の大学の現実にある問題である。このあたりも含めてどういう風にデザインしていくか、ということが問われている。法学部はある意味では典型である。

- 法学部は象徴的である。人間はやはり枷がないと勉強しない。試験があったりすると勉強する。昔は大学を卒業して学士をとればうまく就職できるだろうと思っていたが、検定や資格試験のようなものを入れないと、会社の方が昔ほど学士について必要ではないと思っている。そうすると大学院に行って勉強するのは目標があるからである。われわれの委員会の目的は、全ての学部においてそういった資格試験を導入しないといけないかどうか、を考えることになる。理系の方はまだ、大学院に行かないとだめだ、というプレッシャーがあり、99%修士にいかうとする。つまり、形の上で勉強するインセンティブがある。しかし理系でも、修士に入ってからとは同じことが起こると思う。

浦川) 法学部だけではなくて、社会科学系の学部は特に強い。

- 質保証に関して次元の違う二つのものがある。学生個人についての質保証の話と、それを通した機関の質保証の話がある。ここで話をしているのは、どちらなのか、という問題がある。今は大学の教育を提供する側の質保証の話が進んでいると思う。今日の報告だと、学生に報告させて、それだけの質を保証できるようにしたい、という話である。それは非常によくわかる。しかし、それと結果としてある分野を丸ごと機関別に質を保証する、という話とは次元が違う。例えば今日の話で、早稲田大学でも法学検定試験を入れたいという話があったが、法学を持っている大学が全て検定試験をやるという仕組みにすると、学生個人には励みになるからいいかもしれないが、逆に機関の教育の質を左右するような決定的なものになる。そういうような拡大する、機関の質保証の手段として外部からの検定試験が使われることについて、意見があれば伺いたい。

浦川) それは大学の自治の問題か。

- 例えば「東海大学は何点プラス」という状況になったりしないのか、ということである。

浦川) 率直に言って、そうなっても全然驚かない。別にそのこと自体と、外部の試験を導入した結果から、どういう評価をされるのか、ということについては、それはそれだと思う。現実になんかということについては、予備校はわれわれを評価していて、止めろといってもやる。

- 『こういう試験を通して評価する』ということか。

- それは全国的なものにするか、自らやるかは、必ずランキングの問題があるので議論が出ると思う。学生にインセンティブをつける1つの指標として議論的にならざるを得なくなってくる。

浦川) そのこと自体がいいとか、悪いとかではなく、まずそういう状況にあるという問題提起をした。これらは下位校の問題と言っていたが、現実に法科大学院の中で、教員のシフトの関係で法学教育が上位校も含めて難しい時期に入ってきている。専門教育の空洞化は現実に起きている。もう一つは、学生に対する責任を考えたときに、非常に難しい問題がある。われわれは、高等教育を受ける人間が相対的に少なかったときに、しかも日本の経済が右肩上がりに上がっている時代に大学に入学したので、大学を卒業してもみんな就職できた。就職先はどこでもよく、大なり小なり、上から下までみんな就職できた。しかし現在大学の数も定員も増えて、経済が混乱しているということになると、学生の就職難は厳しい。偏差値下位校はなおさらひどい。そういうところにおいて質をつけるというのは大学にとって、機関としての1つの重要な責任になってきている。そのときに、保証しているということはどう客観的にいえるか、という問題がある。こういったことが必要になる可能性も出てくる。本当に即物的な話でこれだけの大量の人間がいてどうするのか、ということになる。

- この法学検定試験について、企業の採用時の対応はどうなっているのか。

浦川) 現在どうなっているのかはわからない。

- 結構難しい問題があり、測るのは割と限定されたものしか測れない。しかし、実際に企業はバイタリティや協調性を含めたもので採用しているという調査もある。そうすると、あるところに限定した形で教育の質保証をやってしまうことが、逆に違う基準での就職のメカニズムを干上がらせてしまうという部分もある。

浦川) おっしゃることはよくわかる。日本の企業が学生をどう採ってきたか、とは別の問題である。

- 企業はきわめて冷静に厳しく見ていると思う。10年くらい前までは、この大学のこの専攻であれば大丈夫、という姿勢を持っていた会社があった。しかし、現在では研究室ごとに判断され、同じ大学でも信用しなくなっている。明らかにわれわれの責任という部分もあるが、学生のばらつきが大きくなっ

たこともある。先ほどの話の検定試験は一つの参考である。それだけで一義的にとる、とらない、ということではない。しかし、検定試験で何点以上の人を優先的に面接に招待するということは起こりうる。こういうことはむしろこれから必要になってくることかもしれない。

浦川) その通りだと思う。協調性のない人間は企業にいても困る。

- 検定試験の位置づけというか、学生に対するガイダンスなどでは話をされないのか。

浦川) 学部教育は、今私のいるポジションとは切り離されてしまっていて、今年ようやく併任になって法学部の教授会にも出られるようになった。そのため、今学部教育がどうなっているのかわからない。もう一度聞いてみたいと思う。

(3) その他

- ・資料3について廣田参事官より説明があった。

以上